

広島県地域防災計画

(南海トラフ地震防災対策推進計画)

令和8年5月修正

(昭和55年5月策定)

広島県防災会議

目 次

第 1 節	目的	1
第 2 節	南海トラフ地震防災対策推進地域	2
第 3 節	基本方針	3
	1 各般にわたる甚大な被害への対応	
	2 津波からの人命の確保	
	3 超広域にわたる被害への対応	
	4 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避	
	5 時間差発生等への対応	
	6 外力レベルに応じた対策	
	7 戦略的な取組の強化	
	8 訓練等を通じた対策手法の高度化	
	9 科学的知見の蓄積と活用	
第 4 節	南海トラフ地震の概要	8
	1 地震の概要	
	2 今後の地震発生確率	
	3 想定結果	
第 5 節	防災関係機関が地震発生時に災害応急対応として行う事務又は業務の大綱	1 2
第 6 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	1 3
第 7 節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画	1 5
	1 津波からの防護	
	2 港湾、漁港の船舶対策	
	3 津波に関する情報の伝達等	
	4 地域住民等の避難行動等	
	5 避難場所及び避難所の運営・安全確保	
	6 意識の普及・啓発	
	7 消防活動及び水防活動	
	8 電気、ガス、水道、通信、放送関係	
	9 交通対策	
	10 県が管理又は運営する施設関係	
第 8 節	関係者との連携協力の確保に関する計画	2 5
	第 1 項 資機材、人員等の配備手順	
	第 2 項 自衛隊の災害派遣	
	第 3 項 物資の備蓄・調達	
	第 4 項 帰宅困難者への対応	
第 9 節	時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する計画	2 9
	1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
	2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
	3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
第 10 節	防災訓練に関する計画	3 3
	1 防災訓練	
	2 職員の動員訓練	
	3 通信運用訓練	
	4 津波防災訓練	
	5 防災訓練に対する協力等	
	6 実施方法	

第 11 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	35
1	県職員に対する教育	
2	住民等に対する教育・広報	
3	児童、生徒等に対する教育	
4	自動車運転者に対する教育	
5	船舶関係者に対する周知	
6	相談窓口の設置	

第 1 節 目 的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ特措法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害を軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された区域は、次のとおり。

「南海トラフ地震防災対策推進地域（平成26年3月31日内閣府告示第21号）」

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、熊野町、海田町、坂町、大崎上島町

第3節 基本方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること、⑤南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。このため、これらの特徴を踏まえ、これまでの地震・津波対策の延長上では十分な対応が困難となる場合を考慮しつつ、防災関係機関、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに防災対策を推進することを基本的考えとして、この計画を作成したものである。

なお、この計画に定めのない事項については、広島県地域防災計画の第2章から第4章によるものとする。

この計画で定める地震防災対策の柱は、次の9点である。

1 各般にわたる甚大な被害への対応

(1) 南海トラフ巨大地震では、地震の揺れとそれに伴う火災による建物等の被害が、これまでの記録に残る地震災害とは次元の異なる甚大な規模であり、救急・救命活動、避難者への対応、経済全体への影響など、対応を誤れば、社会の破綻を招きかねないため、人的・物的両面にわたって、被害の絶対量を減らすという観点から、事前防災の取組が極めて重要である。

(2) 国、地方公共団体等は、人的・物的被害双方の軽減につながる耐震化を推進する。

この場合、建築物全体の耐震化に加え、居住空間内の「揺れへの強靱さ」という観点での対策も推進する。

また、「揺れ」に伴う火災に対しても、火災が発生した場合の消火活動の困難さを考慮し、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」ことを目的とする事前の対策を推進する。

経済活動の継続を確保する観点からも、工場や事業所等における揺れや火災への対策を推進する。

(3) ライフラインやインフラの事業者は、あらゆる応急対策の前提として、ライフラインやインフラの被災量を減らし、早期復旧を図るための対策を推進する。

2 津波からの人命の確保

(1) 南海トラフ巨大地震では、津波高が高いため高い場所あるいは遠くへの避難が必要であるととも、津波の到達時間が短いことから、国、地方公共団体、住民等は、安全な場所への避難のため、地域ごとにあらゆる手段を講じる。

(2) 国、地方公共団体等は、住民等の避難を軸に、海岸保全施設等の整備・維持を行うとともに、情報伝達体制、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を整備し、防災教育、避難訓練、高齢者、障害者等のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の支援等の総合的な対策を推進する。

また、重要施設の耐浪化や見直し、土地利用の変更等の長い時間を必要とする対策を含めて、地域で最良の方策を検討する。

3 超広域にわたる被害への対応

(1) 南海トラフ巨大地震では、震度6弱以上または津波高3m以上となる市町村は、31都府県の

764市町村と超広域に及び、従来の応急対策やこれまでであった国の支援システム、地方公共団体間の応援システムが機能しなくなるということを考える必要がある。

このため、国、地方公共団体等は、災害応急対策を行うに当たっては、人的・物的資源が、国、地方公共団体及び民間を通じて絶対的に不足するとともに、発災直後には被害情報が全く不足することを前提に、優先順位を付けて対処するとともに、日本全体としての都道府県間の支援が機能的に行われる枠組を検討する。その際には、被害が比較的少ない都府県は自力で災害対応を行い、併せて、被害の甚大な地域への支援を行うことも検討する。

(2) 国は、政府の広域的活動の手続、内容等を具体化した活動計画を策定し、地震発生後、被災状況が明らかでない段階から、速やかにこの計画に基づき、広域の防災対策を実施する。

また、発災直後、超広域にわたる被害の全体像を速やかに把握し、的確な応急活動を展開するため、国は、航空写真や衛星写真から概略の被災状況を把握する。

さらに、国、地方公共団体等は、大量に発生する避難者に対応するため、指定避難所に入る避難者の優先順位付けの検討など、各種対策を講じるとともに、都市部や孤立集落といった様相の異なる地域ごとの被災形態や対応策の検討、被災地域では自活のため、3日分程度、可能な限り1週間分程度の備蓄の備えなどへの理解を進めることにも取り組む。

4 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避

経済活動の広域化から、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能低下等により、被災地域のみならず日本全体に経済面で様々な影響が出るものと想定され、復旧が遅れた場合、生産機能の海外流出を始め、我が国の国際競争力の不可逆的な低下を招くおそれがある。

このため、復旧・復興を早め、経済への二次的波及を減じるため、ライフライン事業者やインフラ事業者等は、道路ネットワークや海上輸送ネットワーク等の交通ネットワークの強化若しくはライフライン施設又はインフラ施設の早期復旧を図る。

また、日本全体への経済面での影響を減じるため、企業等は、事業継続計画の策定、国内外のサプライチェーンの複数化、流通拠点の複数化、経済中枢機能のバックアップ強化、重要なデータやシステムの分散管理等の対策を、企業間や業種を超えた連携についても検討しつつ推進する。

5 時間差発生等への対応

(1) 南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では約32時間の間隔を置いて発生し、1944年の東南海地震・1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。

このため、国、地方公共団体等は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物、急傾斜地等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。

(2) 国、県及び市町等は、気象庁が次の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

(3) 南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）が気象庁から発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評

価された南海トラフ地震を以下、「後発地震」という。

(4) 世界の事例では、M8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度とされており、また、M7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされており、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、気象庁から以下の情報が発表される。

ア 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

イ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す南海トラフ地震臨時情報（調査終了）
なお、世界の事例によれば、最初の地震発生直後ほど後発地震発生の可能性が相対的に高まり、その可能性は時間とともに減少する。地震の発生により後発地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合は、このことに留意する。

(5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとるものとする。

(6) 後発地震に対して警戒する措置は、次に掲げる措置等とする。

ア 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保

イ 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）

ウ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

この場合において、推進地域では明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することに留意するものとする。

(7) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、推進地域においてはさらに1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

(8) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性を踏まえて、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域内の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、若

しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとるものとする。

(9) 後発地震に対して注意する措置は、次に掲げる措置等とし、当該期間を経過した後は、原則解除するものとする。

ア 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）

イ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

(10) 国、県及び市町等は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び国民に伝達する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

イ 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

(11) 国、県及び市町等は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。

(12) 国、県及び市町等は、後発地震に対する警戒する措置及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

(13) 県及び市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、災害対策本部等を設置する等必要な体制を確保するものとする。

6 外力レベルに応じた対策

(1) 南海トラフ地震は、発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波（以下「レベル1の地震・津波」という。）から、発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（以下「レベル2の地震・津波」という。）までの様々なタイプが想定されており、発生頻度等を鑑み、防災・減災の目標を定めて対策を講じるべきである。

(2) 地震動による揺れへの対策は、レベル2の地震は震度6弱から震度7の強い揺れが広範囲に及ぶということであり、各施設管理者は、施設分野ごとの耐震基準を基に耐震化等の対策を着実に進める。なお、施設分野によっては、長周期地震動や液状化等に対して新たな対応を検討する。

(3) 災害応急対策について、国、地方公共団体等は、オールハザードアプローチの考え方に立ち、様々なタイプの地震・津波を想定して、甚大な被災に対しても被害を最小に抑える対応ができるよう、備えを強化する。

(4) 経済的な被害への対策について、国、地方公共団体、企業等は、南海トラフ巨大地震が発生した場合でも、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう、各々が対応できることを見極め、備えておく。

(5) 対策の検討・実施に当たっては、その費用や効果、実現性等を勘案する。

7 戦略的な取組の強化

(1) 津波対策においてハード対策に依存せず、人命を守るための避難を中心としたソフト対策を推進するなど、国、地方公共団体等は、ハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた施策を推進する。

(2) 防災・減災目標を達成するため、国の府省間の連携、産官学民の連携、国と地方公共団体との連携、地方公共団体の広域連携、住民、自主防災組織、企業等との連携等により、地域全体で自

助、共助、公助により災害対策に取り組む。

また、防災対策が有効に実施されるためには、住民一人一人が主体的に行動することが重要であり、国、地方公共団体等は、今後、地域防災の主体を担うこととなる小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことができるようにするとともに、防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さを育む文化を醸成する。

- (3) 国及び地方公共団体は、職員に対して、地震や津波等の災害の知識、人命を守るための対策、関係者や関係機関との調整等に関して、資質向上を図り、人材育成を強化する。
- (4) 国、地方公共団体、ライフライン事業者等は、所管する施設の整備に当たって、個々の施設のみでなく、災害時に発生する事象、施設の機能、相互の施設の関連性等を認識した上で、整備を進めるとともに、発災時の施設運用、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、復旧のための事前検討・調査等のソフト対策は、施設の現状、将来計画、発災時に得られる情報等を前提として実施する。
- (5) 国は、ハード・ソフト両面にわたる施策の整合性を確保し、総合化を図られるよう、各種計画、ガイドライン等を整備し、各地域においては、地形やまちの構造、防災施設の現状をよく理解した上で、防災教育、防災訓練、要配慮者支援等の防災対策に反映させる。
- (6) 津波対策の推進に関する法律（平成 23 年法律第 77 号）において、11 月 5 日は津波防災の日とされており、国及び地方公共団体は、津波防災の日にはその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

8 訓練等を通じた対策手法の高度化

- (1) 防災体制を実効性のあるものとし、地域全体の災害対応力を高めるため、国、地方公共団体は、地域の行政・地域住民・事業者等が一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行う。また、その結果をPDCAサイクルにより防災計画に反映させ、更なる高度化を図る。
- (2) 津波からの避難について、国、地方公共団体等は、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるほか、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

9 科学的知見の蓄積と活用

国、地方公共団体、研究機関等は、地震、津波等に関する理学分野、施設設計やまちづくり、災害時の状況把握手法等に関する工学分野、過去に発生した地震や津波の被害の様相の整理・伝承、震災時の人間行動や情報伝達、社会経済的な波及、経済復興や住民の生活復興等に関する社会科学分野といった様々な分野の調査研究について、連携を図りながら、防災対策を高度化する観点から推進する仕組みを検討する。

また、緊急地震速報について、迅速性とその精度の向上を図るほか、津波に関する情報については、関係機関で観測データの共有化・情報伝達の信頼性向上を図るとともに、津波高、津波到達時間、継続時間等の予測の精度向上について検討を進める。

安価で効果的な住宅の耐震化技術、液状化対策、造成宅地の地盤強化対策、建築物等の不燃化技術、被災時の通電やガス漏れによる出火防止技術、被害シミュレーション等の災害応急対策に資する技術等の被害軽減対策のための研究、蓄電池や燃料電池等の停電に強い技術の開発・普及及び早期復旧技術の開発を推進する。

第4節 南海トラフ地震の概要

1 地震の概要

南海トラフとは、駿河湾から日向灘沖にかけての海底の溝状の地形を指す。南海トラフは、日本列島が位置する陸のプレート（ユーラシアプレート）の下に、海のプレート（フィリピン海プレート）が南側から年間数cmの割合で沈み込んでいる場所である。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界には、徐々にひずみが蓄積されており、このひずみが限界に達したときに蓄積されたひずみを解放する大地震が発生している。

過去1,400年間を見ると、南海トラフでは約100～200年の間隔で大地震が発生しており、近年発生した地震では、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）がこれに当たる。

昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから80年近くが経過しており、日本列島の広い範囲に強い揺れと大きな津波による災害を引き起こすことが懸念されている。

2 今後の地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会が公表する南海トラフ地震の長期評価の地震発生確率の値は、時間の経過とともに高くなっている。

令和7年1月1日を起点にした南海トラフ地震の発生確率については、次のとおりである。

	評価時点	10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ地震 (M8～M9クラス)	令和7年1月1日	30%程度	60～90% 程度以上	90%程度もしくは それ以上

3 想定結果

南海トラフ巨大地震（陸側ケース、津波ケース4）

県内の地盤が弱く6強となる地域の割合は0.3%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は8.9%である。さらに県南部の大半の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では浸水深1cm以上の浸水がある面積が11,611haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約84%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により89,949棟の建物が全壊し、死者は夏の12時が最大となり13,797人で、その9割以上が津波によるものである。避難を必要とする人は約86万人となる。ライフライン被害、経済被害等については、他の想定地震と比較しても被害量が大きく、地震発生直後においては、断水人口が687,587人、停電が123,650軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約15.5兆円となる。

想定項目		単位	被害量			
			7	8時	8時	8時
地震動	震度別面積 (県全面積に対する)	%	-	0.3	0.6	0.1
液状化			極めて高い 30<FL	かなり高い 15<FL≤30	高い 5<FL≤15	低い 0<FL≤5
	液状化危険度別面積 (県全面積に対する)	%	3.2	4.6	6.9	3.9
土砂災害			A 可能性高い	B 可能性あり	C 可能性低い	
	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	箇所	3,520	3,492	17,557	
	土砂災害警戒区域 (地溝り)	箇所	9	39	79	
津波			浸水深 1m以上	浸水深 30cm以上	浸水深 1m以上	浸水深 2m以上
	浸水面積	ha	11,611	9,744	5,651	2,532
建物			全壊	半壊		
	揺れ (人工造成地含む)	棟	5,937	42,293		
	液状化	棟	45,102	141,115		
	土砂災害	棟	553	851		
	津波	棟	35,331	60,013		
	合計	棟	83,949	244,373		
	火災 (風速11m/s)	棟	冬 深夜	夏 12時	冬 18時	
			86	63	919	
人的被害 (風速11m/s)			冬 深夜	夏 12時	冬 18時	
死者	建物倒壊	人	397	261	301	
	土砂災害	人	43	37	40	
	火災	人	3	4	52	
	津波	人	12,602	13,473	12,249	
	ア・B級の倒壊等	人	0	0	0	
	合計	人	12,987	13,797	12,644	
	負傷者	人	10,843	8,310	9,037	
	重傷者 (負傷者の内訳)	人	1,643	1,393	1,403	
	災害関連死者	人			1,533~3,733	
ライフライン			復旧	1日後	2日後	1週間後
	上水道断水人口	*1 人	637,637	633,545	634,630	512,500
	下水道支障人口	*1 人	923,544	865,607	833,433	833,545
	電力停電軒数	*1 軒数	123,630	10,623	3,633	79
	通信不通回線数	*1 回線	35,201	15,959	15,633	15,703
	携帯電話不通リンク	*1	0	0	0	0
	ガス供給停止戸数	*1 戸数	54,479	54,479	54,433	54,333
交通施設			計	復旧	復旧日数以外	復旧日数
	道路被害	箇所	1,343	74	910	28
				復旧日数	復旧日数以外	復旧日数以外
				31	641	24
	鉄道被害	箇所	797	31	641	24
				新幹線	在来線等	在来線等
				31	641	24
	港湾被害	施設	計	国際拠点港湾	重要港湾	地方港湾
			227,81243	7	44	173
生活支援			当日・1日後	1週間後	1ヵ月後	
	避難者		453,133	451,377	257,240	
	避難所	*1 人	273,702	277,233	600,222	
	避難所外	*1 人				
	帰宅困難者 (震災)	*3 人	135,926			
	食料の不足量 (当日・1日後)	*1 食	1,433,243			
	仮設トイレの不足量 (当日・1日後)	*1 基	0			
	医療施設支援 (医療機関過不足数)		計	入院	外来	
	【<0:不足】		-12,034	-3,234	-3,830	
災害廃棄物			方トン	ha	方トン	
	災害廃棄物	*1	2,133			
	仮置場面積	*1	1,333			
	津波埋没物	*1	721			
その他			人			
	エレベータ閉じ込め者	*4	230			
	道路閉塞 (幅員13m未満)	%	10~20%以下	20~30%以下	30%超	
			4.3	0.3	0.0	
	要配慮者 (当日・1日後)	*1 人	114,273			
	危険物施設	*1 箇所	計	火災	流出	破壊等
			37	0	4	53
	文化財	計	4	0	0	津波浸水
	国定及び国指定重要文化財 *1.3	件	4	0	0	4
	県指定重要文化財 *1.3	件	1	0	0	1
	孤立集落	集落	13			
	ため池		A 危険性が高い	B 危険性が全無	C 危険性が低い	
	ため池危険度ランク	箇所	133	373	3,333	
	被害人口	人	103,633	102,444	623,333	
	道路被害	集	131			
	かさね被害	台	3,433			
	重要施設		計	災害対策本部等	避難拠点施設	区庁施設
	使用に支障あり	*1 施設	3,373	272	2,737	310
	一部制限あり	*1 施設	513	24	432	30
	使用可能	*1 施設	1,473	103	1,272	100
経済被害			億円	億円	億円	
	直接被害	*1	133,333			
	間接被害	*1	31,603			
	直接被害・間接被害合計	*1	133,933			

注：小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合がある。

*1：冬 18時、風速11m/s

*2：冬 深夜、風速11m/s

*3：夏 12時

*4：朝7~9時

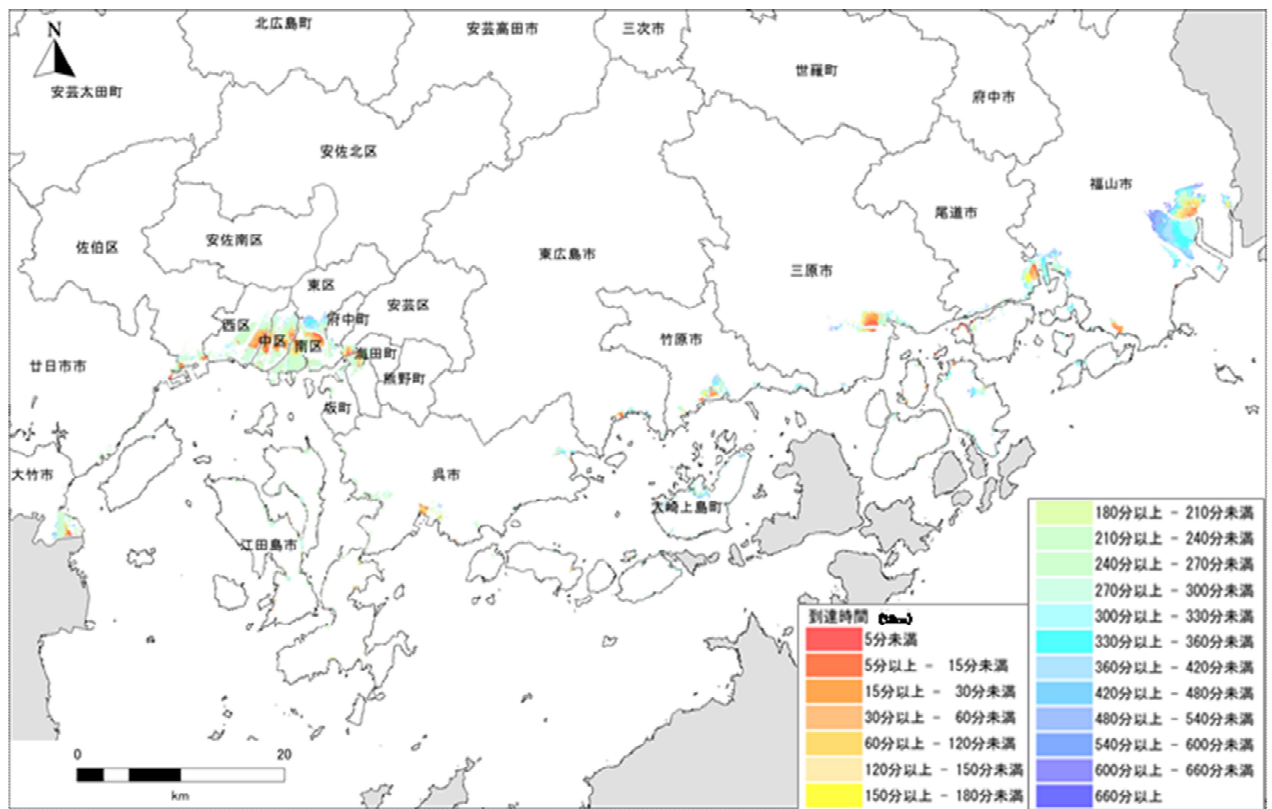
*5：同一の施設に、重複して揺れ、火災、津波浸水の被害を受ける場合、各原因ごとに被害件数を計上している。(合計欄は、重複無しの被害件数を表示している)

*6：ライフライン施設の被害想定に關し、本調査で採用している手法は、各事業者が行う被害想定で採用されている手法とは異なる場合がある。

津波浸水深分布図



浸水開始時間分布図 (30cm)



南海トラフ巨大地震による市町ごとの最高津波水位等

市町名	最高津波水位 (m)	うち津波の高さ	最大波到達時間 (分)	影響開始時間 (分)
		(m)		
広島市	3.6	1.4	242	36
呉市	3.7	1.5	241	10
竹原市	3.3	1.2	368	15
三原市	3.3	1.2	211	19
尾道市	3.3	1.2	309	20
福山市	3.4	1.2	314	17
大竹市	3.3	1.3	217	26
東広島市	3.1	1.0	374	25
廿日市市	3.5	1.5	218	23
江田島市	4.0	1.8	249	28
海田町	3.6	1.4	242	57
坂町	3.6	1.4	240	55
大崎上島町	3.3	1.2	372	28

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に±20cmの変化が生じるまでの時間

第5節 防災関係機関が地震発生時に災害応急対応として行う事務又は業務の大綱

広島県地域防災計画第1章第4節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」による。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

県は、地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、同計画に基づく事業を推進する。

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備は、概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業の執行に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

(1) 計画作成主体

県

(2) 計画年度

令和3年度～令和7年度（第6次）

(3) 対象事業

次に掲げる施設等で、当該施設等に関する主務大臣が定める基準に適合するもの。（市町事業を含む。）

ア 避難地

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設

カ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

キ 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの

ク 社会福祉施設のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの

ケ 公立の幼稚園、小学校又は中学校のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの

コ 公立の特別支援学校のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの

サ キからコまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震・津波防災上補強を要するもの

シ 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法第3条第2項に規定する河川管理施設

ス 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震・津波防災上必要なもの

セ 地震・津波災害が発生した時（以下「地震・津波災害時」という。）において災害応急対策の拠点として機能する防災拠点施設

ソ 地震・津波災害時において迅速かつ確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

タ 地震・津波災害時における飲料水、電源等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

チ 地震・津波災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

ツ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震・津波災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

テ 老朽住宅密集市街地に係る地震・津波防災対策

(4) 計画推進のための必要な措置

ア 県は、地震・津波災害による被害の危険性等を十分踏まえた上で、対象施設における長期的な整備目標や今後の必要整備量を把握し、整備の必要性や緊急性を明らかにし、緊急事業としての目的を十分踏まえた計画とするよう努めるものとする。

イ 県は、対象施設等の整備の進捗状況を調査するとともに、事業の効果も含めた推進状況の把握に努めるものとする。

第7節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画

1 津波からの防護

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を事前に講ずるものとする。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波が防潮堤、水門等を越流し、堤内に湛水した場合を想定し、排水口、排水路、排水機場の整備等の内水排除対策を事前に講じるものとする。
- (3) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。
 - ア 防潮堤、防波堤、水門等の点検方針
毎年点検・整備を実施し、常時容易に操作可能な状態を維持するものとする。
 - イ 防潮堤、防波堤、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針
施設整備の水準は、①現況及び将来計画、②背後地の現状と将来（自然的条件・社会的条件）、③海岸域の利用形態（生産活動・日常生活）等の地域の実態を総合的に判断して設定し検討するものとする。
 - ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順
海岸法に規定する操作規則等に基づき、操作員との連絡手段の確保、経路の選定、輸送手段、操作員の指定を確実に実施するとともに、操作員の安全管理を徹底する。
津波の到達時間を十分考慮し、出来るだけ早期に閉鎖を行えるように予め人員・手順・輸送手段等を具体的に定めておく。防災上特に重要な施設で早期の閉鎖（おおむね2時間程度）が困難なものについては、その解消のための検討を行う。
 - エ 水門等の閉鎖訓練
防災訓練に併せて、水門や陸閘等の閉鎖訓練を実施するよう努めるものとする。
なお、訓練時において、操作及び作動状況の検証を行い、操作の確実性を確保するものとする。
 - オ 内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置
施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (4) 県及び市町は、津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。

2 港湾、漁港の船舶対策

- (1) 漁港、港湾内の船舶の処置
津波警報が発令されるなど、当該水域に危険があると判断された場合には、港則法の適用を受ける港湾については、港則法に基づき港長等の勧告、規制、指示に従い沖合退避等の安全措置を講ずることとする。
港則法の適用を受けない港湾、漁港については、管理者は、津波警報が発表された場合を想定して、船舶所有者及び漁業協同組合と事前に協議し、船舶の安全対策に努めるものとする。
- (2) 船舶の処置
港湾管理者及び漁港管理者は、船舶の係船施設を用いた緩やかな係留と、余裕を持った錨係留の併用により、陸上への漂流を出来る限り少なくする等の必要な措置について、事前に検討しておくものとする。
また、津波により陸上、特に道路上に打ち上げられた船舶の処置について、その手続きや所

有者における合意等を事前に検討しておくものとする。

3 津波に関する情報の伝達等

(1) 県内の地震動等の観測施設

広島県地域防災計画第3章の2第2節第2項の2(1)「県内の地震動等の観測施設」による。

(2) 津波に関する情報の種類と内容

広島県地域防災計画第3章の2第2節第2項の2(2)「津波警報等の種類及び内容」による。

(3) 津波警報等の伝達経路

広島県地域防災計画第3章の2第2節第2項の2(4)「津波警報等の伝達経路」による。

(4) 津波警報等の住民等への伝達方法

広島県地域防災計画第3章の2第2節第2項「地震及び津波に関する情報等の伝達に関する計画」による。

(5) 船舶関係者（荷役船、作業船、漁船、プレジャーボート）及び養殖事業者等に対する伝達

広島県地域防災計画第3章の2第2節第2項の2(8)「船舶関係者（荷役船、作業船、漁船、プレジャーボート）及び養殖事業者等に対する伝達」による。

(6) 情報の収集伝達経路

広島県地域防災計画第3章の2第3節第1項「災害情報計画」による。

(7) 防災行政無線の整備

県及び市町は、防災行政無線等の無線通信ネットワークに関して、多重化・耐震化について努めるものとする。

4 地域住民等の避難行動等

広島県地域防災計画第3章の2第2節第3項「住民等の避難誘導に関する計画」による。

5 避難場所及び避難所の運営・安全確保

(1) 避難の実施及び救護に責任を有する計画主体は、避難後の救護の内容を推進計画に明示するものとする。

(2) 市町は、指定避難所の開設時における次の項目に関し、あらかじめ準備すべき事項について推進計画に明示するものとする。

ア 応急危険度判定を優先的に行う体制

イ 各避難所との連絡体制

ウ 各避難所における避難者のリスト作成

エ 食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保

オ 障害者トイレの設置や福祉避難所の開設等、要配慮者への対応

カ 飼い主による家庭動物との同行避難等、様々なニーズへの対応

キ 避難所における再生可能エネルギーや蓄電池等の活用を通じた自立・分散型システムの導入

6 意識の普及・啓発

市町は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波来襲時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催その他津波からの避難に関する意識を啓発するための方策について推進計画に明示するものとする。

7 消防活動及び水防活動

(1) 消防活動

市町、関係一部事務組合（以下「市町等」という。）は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のため、次の事項についてあらかじめ消防体制を整備しておくものとする。なお、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等

(2) 水防活動

水門、樋門、閘門及び防潮扉等（以下「防潮扉等」という。）の管理者、水防管理団体は、津波警報等を入手したとき、あるいは震度4以上の地震が発生し、津波が来襲するおそれがあると判断した場合は次の措置をとる。

ア 防潮扉等の管理者等

（ア）防潮扉等の管理、操作担当者及び各区域の水位、潮位観測人等は、津波警報等を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により津波警報等を知ったときは、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、水位、潮位の変動を監視し、水門・陸閘管理の手引に基づき防潮扉等の開閉を行う。

（イ）水位、潮位の変動があったときは、水位、潮位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

イ 水防管理団体

- （ア）各区域内の監視、警戒及び防潮扉等の管理者への連絡通報
- （イ）水防に必要な資機材の点検整備
- （ウ）防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援
- （エ）水防管理団体相互の協力及び応援

(3) 県の措置

県は、市町等の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

ア 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対して広報を行う。

イ 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

ウ 消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。

8 電気、ガス、水道、通信、放送関係

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、地震・津波災害時には被害状況

を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

(1) 電力施設の応急対策

ア 実施責任者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

イ 電力供給のための体制確保

津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要な電力の供給に関する措置や、災害応急活動を行う防災拠点施設への電力の優先的な供給に関する体制を整備する。

ウ 地震・津波災害時における危険防止措置

地震・津波災害時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

エ 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。なお、特に優先的に電力を必要とする重要施設を県において選定し、電気事業者と共有することとする。

(ア) 人命救助に関わる病院

(イ) 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道等の機関

(ウ) 被災者受入れ施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

オ 要員及び資機材等の確保

(ア) 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・授受計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

(イ) 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社に融通を依頼する。

カ 広報活動

電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(2) ガス施設の応急対策

ア 一般ガス導管事業

(ア) 実施責任者

一般ガス導管事業者

(イ) 情報の収集

地震計による地震の強さ、テレメータによる主要導管の圧力変化、移動無線車による緊急巡回点検及び事業所等の情報に加え、関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

(ウ) 二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって、二次災害の発生が懸念される場合には、ブロック化された導管網を用い、他地域の供給を維持しながら、被害を受けた地域のガス供給を停止する。

(エ) 要員及び資機材等の確保

a 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、単独復旧が困難な場合には、「非常事態における応援要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、他のガス会社へ応援を依頼する。

なお、他のガス会社へ応援を依頼する場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

b 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施する。不足する場合は、他の資材メーカーに融通を依頼する。

(オ) 広報活動

利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置、ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

イ ガス小売事業

(ア) 実施責任者

ガス小売事業者

(イ) 応急対策、広報活動等

一般ガス導管事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

(ウ) 相互援助活動

一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国支部コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要領」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

ウ 液化石油ガス販売事業

(ア) 実施責任者

液化石油ガス販売事業者

(イ) 応急対策、広報活動等

一般ガス導管事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

(3) 水道施設の応急対策

ア 実施責任者

水道事業者及び水道用水供給事業者

イ 二次災害の軽減

住民等の円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

ウ 応急復旧対策

迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努める。

(ア) 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

(イ) 応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

エ 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、可能な限り備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

(4) 下水道施設の応急対策

ア 実施責任者

下水道管理者

イ 応急復旧対策

(ア) 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

(イ) あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

(ウ) 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。県は、県を超える広域的な支援を必要と認めるときは、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき支援体制を整える。

ウ 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

エ 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確保に努めるものとする。

(5) 通信

ア 通信事業者は、津波来襲時に機能を損なわないように、ケーブル、交換機等の配置及び構造に十分配慮するものとする。

特に危険性の高い地区内の施設については、電源の確保、地下への埋設や耐浪化等の対策を講じるものとする。

イ 指定公共機関NTT西日本株式会社が行う措置

NTTグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

(ア) 通信の利用制限

災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

(イ) 非常通信の確保

a 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合、孤立地域及び避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

b 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

(ウ) 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

(エ) 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否連絡が多発すると想定される場合等

に、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の提供を運用する。
また、あらかじめ、住民等に対して、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の周知等を図るものとする。

(オ) 広報活動（拡大防止策）

a 広報車による広報活動を行う。広報する主な内容は次のとおりとする。

(a) 被災地域と被災模様

(b) 復旧のための措置と復旧見込時期

b 必要に応じて、テレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、また防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

ウ 指定公共機関NTTドコモ中国支社が行う措置

NTTドコモ中国支社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り移動通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図り、迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

(ア) 通信の利用制限と重要通信の確保

災害等により移動通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行い、重要通信の確保に努める。

(イ) 非常通信の確保

a 災害救助法が適用された場合、行政機関が設置する災害対策本部の要請に応じ、緊急連絡用として非常用衛星携帯電話、非常用携帯電話の貸出しに努める。

b NTT西日本株式会社が特設公衆電話を設置できない場合には、同社と協力し、孤立地域及び避難場所への非常用携帯電話の貸出しに努める。

(ウ) 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

(エ) 「災害用伝言板サービス」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否確認連絡が多発すると想定される場合等に、「災害用伝言板サービス」を運用する。

(オ) 広報活動（拡大防止策）

a 移動通信設備の被害模様、復旧のための設置と回復見込み時期等の広報を報道機関及びNTTドコモ中国支社のホームページを通じて行う。

また、防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

b 「災害用伝言板サービス」を運用した場合には、その広報を報道機関に依頼するものとする。

エ 県等が行う支援の措置

県、市町、県警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、更に電力、ガス会社等の無線を用いた専用通信は、災害時の情報連絡網として極めて重要な役割を持っている。

各機関は次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行うものとする。

(ア) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(イ) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

(6) 放送

日本放送協会広島放送局、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島及び広島エフエム株式会社（以下「放送事業者」という。）は、地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し、放送が中断する場合に備えて、放送をできるだけ速やかに再開できるように、次のような対策の推進に努める。

ア 放送所が被災しても放送が継続できるように、可能な限り放送所内に最小限の予備の放送設備を設ける。

イ 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。

ウ 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線の設定など放送の継続や災害情報の収集が確保できるよう措置する。

エ 発災後も放送を継続できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災を防止するための措置を講ずる。

津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

また、関係機関と協力して、被害情報、交通情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するとともに、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

9 交通対策

(1) 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間での交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

なお、必要に応じ、隣接する県警察との連携を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

特に、津波浸水想定区域へ通ずる管理道路については、当該地域境界線上において、緊急通行車両以外の車両の区域内への流入を禁止するものとする。

また、地理不案内者等の津波浸水想定区域への進入を防ぎ、地理不案内者等の安全を確保するとともに住民等の避難の妨げにならないよう通行止めなどの措置を実施する。

(2) 海上及び航空

ア 第六管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置に係る計画を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

イ 第六管区海上保安本部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される海域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を実施するものとする。

ウ 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難等の安全確保対策をとるものとする。

エ 空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

(3) 鉄道

鉄・軌道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を実施するものとする。

(4) 乗客等の避難誘導等

津波の影響を受けると予想される、船舶、鉄・軌道事業者は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を策定するものとする。

10 県が管理又は運営する施設関係

(1) 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 病院にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 学校、高等技術専門校等にあっては、

a 当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置

c 社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対して、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 県は、市町の避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

11 迅速な救助

- (1) 県は、市町村の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。
- (2) 県は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。
- (3) 県は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

第 8 節 関係者との連携協力の確保に関する計画

第 1 項 資機材、人員等の配備手順

広島県地域防災計画第 3 章の 1 第 5 節第 2 項「相互応援協力計画」で定める。

第 2 項 自衛隊の災害派遣

広島県地域防災計画第 3 章の 1 第 5 節第 1 項「自衛隊災害派遣要請計画」で定める。

第3項 物資の備蓄・調達

広島県地域防災計画第3章の1第9節「救援物資の調達・供給活動」で定める。

第4項 帰宅困難者への対応

広島県地域防災計画第2章第7節の7（3）「帰宅困難者対策関係」で定める。

第9節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する計画

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

（1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報は、広島県地域防災計画第3章の2第2節第2項の2（4）イに記載の経路により関係機関に通知する。その他情報の収集及び伝達に関しては、広島県地域防災計画第3章の2第2節第2項「地震及び津波に関する情報等の伝達に関する計画」による。

（2）県の配備体制

県の配備体制は、注意体制とし、主として情報収集及び連絡活動を実施する。その他動員体制等に関しては、広島県地域防災計画第3章の2第2節第1項「配備動員計画」による。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

前記1（1）による。

（2）県の配備体制

県の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制の3種類とし、県内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施する。その他動員体制等に関しては、広島県地域防災計画第3章の2第2節第1項「配備動員計画」による。

（3）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その周知方法等は広島県地域防災計画第3章の2第8節第2項「広報・被災者相談計画」による。

（4）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等

県は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集及び伝達体制について整備するものとし、その収集体制等は広島県地域防災計画第3章の2第3節第1項「災害情報計画」による。

（5）災害応急対策をとるべき期間等

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

（6）地域住民等に対する呼びかけ等

県及び市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

また、大規模地震発生時には、堤防の崩壊や地盤の沈下等により、津波到達前に浸水が開始することも想定されることから、地震発生後の避難では避難が完了できない恐れがあるため、津波災害の不安がある住民に対し、知人宅や親類宅等への自主的な避難など個々の状況に応じた防災対応の実施を促すこととする。

(7) 消防機関等の活動

市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が火災及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。

県は、市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう措置をとるものとする。

(8) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(9) 水道、電気、ガス、通信、放送、金融関係

計画主体である各事業者は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置等について、推進計画に明示するものとする。

(10) 交通対策

ア 道路

(ア) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

(イ) 県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

イ 海上及び航空

(ア) 第六管区海上保安本部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

(イ) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

(ウ) 空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

また、空港管理者は、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。

後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについて、事前に必要な体制を整備するものとする。

ウ 鉄道

鉄道・軌道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な措置を実施するものとする。

また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行う。

(11) 県が管理又は運営する施設関係

ア 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりである。

(ア) 各施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置の整備、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

(イ) 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
 - b 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
 - c 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
 - d 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法等について必要な措置
 - e 社会福祉施設にあつては、入所者等に対する保護の方法等について必要な措置
- なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(ア) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、ア（ア）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対して、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(イ) 県は、市町の避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(ウ) 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

ウ 工事中の建築等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波やがけ崩れに対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

(12) 滞留旅客等に対する措置

広島県地域防災計画第2章第7節の7（3）「帰宅困難者対策関係」による。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達経路

前記1（1）による。

(2) 県の配備体制

前記2（2）による。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知
前記2（3）による。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の
収集・伝達等
前記2（4）による。

(5) 災害応急対策をとるべき期間等

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(6) 地域住民等に対する呼びかけ等

県及び市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(7) 防災関係機関のとりべき措置

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第10節 防災訓練に関する事項

1 防災訓練

(1) 県は、国、市町、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、総合的、広域的かつ実践的な訓練を実施する。

訓練想定は、南海トラフ地震とし、次の内容を中心とした訓練を実施する。

訓練の内容は、災害対策本部の設置・運営、災害広報、避難誘導、消火活動、交通規制、救護活動、非常無線通信、消防広域応援、自衛隊派遣要請、行方不明者の捜索活動、食料供給・給水活動、道路啓開、緊急物資の輸送、通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧、緊急地震速報の利活用、他の都道府県との広域応援等とする。

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

(2) 市町は、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、防災訓練を行う。

(3) 各防災関係機関は、それぞれ防災業務計画に基づき、防災訓練を行う。

(4) 災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

(5) 県、市町等は、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る訓練を行う。

2 職員の動員訓練

県、市町及び防災関係機関は、地震・津波災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

3 通信運用訓練

県、市町及び防災関係機関は、地震・津波災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

4 津波防災訓練

市町、施設管理者等は、津波の来襲を想定した次の訓練を適宜実施するものとする。なお、県は、訓練の実施に当たり、必要な支援を行うものとする。

(1) 津波警報等、津波に関する情報の収集・伝達

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟等を目的とした訓練を実施する。

加えて、市町においては、同報無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を訓練実施により検討する。

(2) 津波防災施設操作訓練

次の事項を踏まえ、現実起こりうる想定の中で訓練を実施する。

ア 誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。

イ 津波到達時間内に操作完了が可能か。

ウ 地震動等により操作不能となった場合の対応はどのようにするか。

(3) 津波監視訓練

高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

(4) 津波避難訓練

各種避難計画において選定した避難場所及び避難路を実際に避難することにより、ルートや、避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。

津波避難訓練の実施主体は、住民、消防本部（局）、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者、海岸付近の観光・宿泊施設の管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。

津波避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水想定地域、避難場所及び避難路の確認、水門・陸閘等の点検等を実施するものとする。

なお、避難の際には想定津波到達予想時間に関わらず、地震発生後速やかに避難するものとする。

5 防災訓練に対する協力等

- (1) 県及び市町は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。
- (2) 各防災関係機関は、県や市町が実施する防災訓練に積極的に協力する。

6 実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

防災会議は、自ら次の総合訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者が実施する防災訓練の調整を行う。

- (1) 大規模災害発生時における防災関係機関、市民、企業及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練
- (2) 大規模災害発生時における県災害対策本部・支部、市町及び防災関係機関との連携強化を図るための図上訓練

第 1 1 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

県は、市町、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 県職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育・広報

県及び市町は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震発生時に県民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

ア 啓発内容

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (イ) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動・津波及び被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- (ウ) 地震・津波に対する地域住民への周知
- (エ) 様々な条件下で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など
＜地震・津波のときの心得＞
 - a 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
 - b 火の始末はやけどをしないように落ち着いて行うこと。
 - c テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線等により、気象台等が発表する緊急地震速報や津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。

- d 海岸にいるときに大きな揺れや長い地震、ゆっくりした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。
- e 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。
- f 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。
- g 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
- h 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
- i 地震・津波のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。
- j 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間分程度の食料・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

<津波に対する心得－陸地にいる人の場合>

- a 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。なお、避難にあたっては徒歩によることを原則とする。
また、避難にあたっては、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民等の避難を促すことに繋がることにも留意する。
- b 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（3階建以上）や高台などの安全な場所に避難すること。
- c 正しい情報をラジオ、テレビ、インターネット、防災行政無線、広報車等を通じて迅速に入手すること。
- d 津波注意報でも、危険があるので、海岸には近づかないこと。
- e 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるため、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

<津波に対する心得－船舶の場合>

- a 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。
- b 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。
- c 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて（注2）固縛するなど最善の措置をとること。
- d 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- e 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

注1）港外：水深の深い、広い地域

注2）港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

(オ) 地震・津波に対する一般知識

(カ) 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備

(キ) 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止

(ク) 災害情報の正確な入手方法

- (ケ) 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
- (コ) 出火の防止及び初期消火の心得
- (サ) ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- (シ) 自動車運転時の心得
- (ス) 救助・救援に関する事項
- (セ) 安否情報の確認に関する事項
- (ソ) 津波浸水想定図
- (タ) 津波避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (チ) 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
- (ツ) 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- (テ) 高齢者、障害者などへの配慮
- (ト) 避難行動要支援者に対する避難支援
- (ナ) 各防災関係機関が行う地震災害対策
- (ニ) その他必要な事項

イ 啓発方法

- (ア) ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターの作成・配布
- (イ) テレビ、ラジオ、有線施設等放送施設の活用
- (ウ) 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体の活用
- (エ) 映画、スライド等の活用
- (オ) 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催
- (カ) その他の方法

3 児童、生徒等に対する教育

県及び市町は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、南海トラフ巨大地震に関する知識や避難の方法等などの防災教育の推進を図る。

4 自動車運転者に対する教育

県、県警察及び市町は、運転免許更新時の講習や各種広報誌等により、地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項に係る教育の推進を図る。

5 船舶関係者に対する周知

- (1) 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い、広い海域）退避すること。
- (2) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに港外退避すること。
- (3) 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとること。
- (4) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

6 相談窓口の設置

県及び市町は、南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

広島県地域防災計画
(南海トラフ地震防災対策推進計画)
令和8年5月修正

編集：広島県防災会議
事務局：広島県危機管理監危機管理課
発行：広島県危機管理監危機管理課
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
電話 082-513-2784(ダイヤル)